

Q&A サウスウエスト病院

YouTube、newtalk、Weiboより転載

南西病院が私の臓器を返してくれました! 本土の女性が入院後に腎臓を盗まれました。彼女は理由を説明するために病院に行き、奇妙な答えを得ました: 腎臓は彼女自身の体に吸収されました!

上記2つの報告の患者の性別は変わっており、真偽は不明です。報告書の本文を除けば、その信憑性を証明するための参照として使用できる証拠は他にありません。したがって、上記のレポートの信憑性についてはコメントしません。

患者 A が病院を訪れた際に、医師が患者の同意なしに患者の腎臓を摘出したと仮定すると、本土の刑法ではどのような犯罪が行われるのでしょうか?

回答: 臓器は身体の重要な部分であり、他人の臓器を無断で採取する違法行為は、故意殺人法第 232 条または刑法第 4 章第 234 条に違反し、国民の権利と民主主義を侵害する疑いがあります。権利 故意傷害罪。「刑法」第4章第235条によると、明示的な規定がなされています。

第 232 条 故意殺人 故意殺人を犯した者は、死刑、無期懲役又は 10 年以上の有期懲役に処し、情状が軽微な場合には、10 年以上の有期懲役に処する。3 年以上10年以内

第 234 条 故意に人を傷つけた者は、3 年以下の有期懲役、短期拘留または公開監視に処する。前項の

罪を犯し、重傷を負わせた者は、三年以上十年以下の有期懲役に処する。

第 235 条 他人を組織して人体の臓器を販売する

罪：他人を組織して人体の臓器を販売する者は、5 年以下の有期懲役及び罰金に処し、情状が重大な場合には、有期懲役に処する。5 年以上の懲役および罰金または財産の没収。本人の同意なしに臓器を採取したり、18 歳未満の人の臓器を採取したり、他者に臓器提供を強要したり欺いたりした者は、この法律の第 234 条および第 232 条の規定に準拠し、有罪判決を受け、処罰される。

「人身傷害の程度に関する鑑定基準」第 3 条第 1 項および「刑法」第 95 条によれば、臓器を摘出する行為は重大な傷害結果を構成します。したがって、上記の法律規定により、医師の違法行為は「刑事訴訟法」に基づいて刑事責任を問われることとなります。臓器収奪行為が当事者の死亡という重大な結果につながる場合、刑法第 232 条の故意殺人罪で有罪判決を受ける可能性が高く、有罪判決の可能性が比較的高く、具体的事例は、事例の状況と組み合わせて分析する必要があります。

法的条項への言及:

「人身傷害程度の鑑定基準」

3.1 重傷

身体障害、外観の損傷、聴力の喪失、視力の喪失、他の臓器機能の喪失、または個人の健康に対するその他の深刻な害を引き起こす傷害。

"刑法"

第九十五条 この法律において「重大な傷害」とは、次に掲げる傷害をいう。個人の健康。